

# 令和6年度ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業 実施仕様書

## 1 事業の目的

まちづくりや子育て支援、観光振興など、様々な地域づくり活動を通して兵庫を元気にしている人物・団体等の優れた活動事例をインターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」で紹介し、多彩な兵庫の魅力の発信することで、ふるさとへの誇りや愛着の醸成につなげ、“参画と協働”の輪を広げる。

また、これまで蓄積してきたすごいすとの情報を整理するとともに、すごいすとを活用し、地域の活性化につなげる。

## 2 事業内容

平成25年度に開始した「ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業」について、これまでの取組内容を踏まえ、以下の要件を満たす企画を提案し、実施すること。

なお、本仕様書に記載している要求事項は必要要件であるが、当該要求事項と同等の機能・役務を満たすような提案で、県にとってさらに有利なものとして判断した場合には提案内容を採用することがある。

### (1) インターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」の更新及びコンテンツ追加

メインコンテンツ「ふるさと兵庫“すごいすと”」及びサブコンテンツ「“Co+Co(ここ)すごい”」で構成されるインターネット情報誌の更新及び制作を行う。

#### ① 取材・写真撮影・記事等の作成

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現めざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人や、地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体取材し、豊富な写真等とともに、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめる。

#### ② ウェブページの制作

##### ア 内容

##### (ア) “すごいすと”紹介(10~15人程度)

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現をめざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人(特に20歳代~35歳の若者)を発掘・取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、豊富な写真とともに紹介する(人選においては、候補者一覧を提出し、県民躍動課と協議の上、決定する)。

なお、掲載人数の3割程度は、かつて“すごいすと”として掲載した人物について、改めて取材し、記事を作成するという提案でも差支えない。

##### (イ) “Co+Co(ここ)すごい”紹介(5団体程度)

住民自らが多様な主体と協働して、地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体(特に20歳代~35歳の若者が活動の中心を担っている団体)取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、豊富な写真とともに

に紹介する（団体の選定においては、候補団体一覧を提出し、県民躍動課と協議の上、決定する）。

なお、5団体程度のうち2団体程度は、かつて“Co+Co すごい”として掲載した団体について、改めて取材し、記事を作成するといった提案でも差支えない。

#### （ウ）県支援施策情報、地域情報

各“すごいすと”の紹介ページから、それぞれの活動に関連する県の支援施策情報や地域の魅力を発信する情報にリンクする。

### ③ コンテンツ構成

#### ア “すごいすと” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材記ページ：写真10枚程度＋紹介記事（2,500字程度）
- ・ギャラリーページ：“すごいすと”の活動地域のスポットや共に活動する仲間との写真7枚
- ・取材記の印刷用PDF

#### イ “Co+Co（ここ）すごい” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材ページ：写真15枚程度＋紹介記事（2,000字程度）
- ・取材記の印刷用PDF

### ④ その他共通のコンテンツ

#### ア “すごいすと” 一覧

#### イ “すごいすと” 検索機能

#### ウ ご意見・ご感想

#### エ お問い合わせ

#### オ 新着ニュース

#### カ “すごいすと” SNSへのリンク

#### キ 地域づくり関係資料集〔県民交流広場（県HP）、ひょうごの社会貢献企業及びネットワーク知事対談等各HP〕等へのリンク

### ⑤ 留意点

ア 取材記事は“すごいすと”、“Co+Co（ここ）すごい”の魅力、伝えたいメッセージをわかりやすく伝えられる内容とすること。

イ 写真・イラスト等を多用した見やすいデザインとすること。

ウ 動画を活用するなど、発信方法を工夫すること。

エ 読者が閲覧しやすいページ導線とすること。

オ コメント欄やSNS等を活用し、読者との交流が図れるようにすること。

カ パソコンからだけでなく、スマートフォンやタブレットからも快適にアクセス・

閲覧できるサイトとすること。

⑥ ウェブページの公開

制作した掲載内容について、県の検査に合格した後、ウェブページを公開する。県から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査に合格の後、公開する。

⑦ 掲載人数

- ア “すごいすと” 年10～15人程度
- イ “Co+Co(ここ)すごい” 年5団体程度

〈各コンテンツの掲載計画：すごいすと15人、Co+Coすごい5団体の場合〉

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
メインコンテンツ	すごいすと	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	15
サブコンテンツ	Co+Co すごい		1		1		1		1		1		5

⑧ 発行期間

- ア “すごいすと”  
原則毎月25日発行（令和6年5月～令和7年3月）  
※同月に2人掲載する場合は掲載時期をずらす等の対応は可
- イ “Co+Co(ここ)すごい”  
原則15日発行  
（令和6年6月～令和7年2月）

(2) 「ふるさと兵庫 “すごいすと”」 ウェブサイトの整備等

ウェブサイト及び“すごいすと”フェイスブックアカウント、X（旧 Twitter）アカウント (@sugoist1)、Instagram アカウント (sugoist\_mag) の管理運営等

- ① ウェブサイトの管理運営及び保守業務を実施すること。
- ② 利用者が目的とする情報については、Yahoo!や Google などの一般的な検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう配慮すること。
- ③ W3C の基準に沿って、Web ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮されたページを作成すること。
- ④ ユーザー解析のためにアクセスログを取得すること。
- ⑤ 前月のアクセスユーザー数を集計し、毎月上旬、県に報告を行うこと。
- ⑥ アクセスの急激な上昇にも耐えられるサーバ構成とすること。
- ⑦ 情報セキュリティの確保をすること。詳細は下記ア～キのとおり。
  - ア 本ウェブサイトは、情報の改ざんや盗聴等システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピュータウィルス等のセキュリティ対策が講じられた万全を期したものにし、本ウェブサイト起因してサーバの不具合等が生じた場合は必要な対策を講じること。
  - イ 情報の改ざん、盗聴等システムへの不正アクセスが疑われる場合は、県民躍動課及びシステム主管課の指示に従い、サブディレクトリ下のデータ保全、アクセ

スログの分析等による原因究明を行うとともに、本ウェブサイトを整備する範囲内で必要な対策を講じること。

ウ コンテンツを更新する際には、特定のIPアドレスのみ更新できるシステムとすること。

エ 本ウェブサイトのサーバで使用するOS、ミドルウェアやアプリケーション等において深刻な脆弱性が判明した場合は、速やかにセキュリティパッチ適用等の対策を講じられるよう、サーバ管理者及び県民躍動課と調整すること。その際、本ウェブサイトのために専ら導入したコンテンツやソフト等に修正・変更等が伴う場合は、受託者の負担で実施すること。

また、サポートが終了したソフトは使用せず、サポートが終了するソフトは受託者の負担でソフトのバージョンアップを行うこと。

オ 個人情報を取り扱う場合は、収集データはWebサーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。

カ 本ウェブサイトのコンテンツを制作・アップロードするパソコンは、OSやブラウザ等のセキュリティパッチの適用状況、ウィルス対策ソフトの定義パターンを常に最新状態にするなど、万全の対策を施すこと。

キ その他、受託者は「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守すること。

また、受託者が指針に違反し県に損害を与えたときは損害の賠償を請求することができる。

なお、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」は契約締結時に提供する。

### (3) 双方向の情報交換支援

紹介者・団体と閲覧者との双方向での情報交換を支援すること。具体的な業務は下記のとおり。

- ① 閲覧者から届く応援メッセージ等を県が別途示すフォーマットによりすごいすと本人及び団体に対して送付し、送付したことを適宜県に報告すること。報告の頻度は半年に1回程度を想定している。
- ② 県が保有する令和5年度以前のすごいすと本人及び団体の連絡先は受託者に共有するため、前年度以前の紹介者・団体に対しても上記①と同様の対応を行うこと。
- ③ すごいすと本人及び団体に送付するべきか判断に迷うコメント（消極的なコメント、問い合わせのようなコメント等）については、適宜県に対応方法を協議すること。

### (4) 既存のすごいすとを活用し、新たなネットワークづくり等に資するような戦略的な提案

令和5年度以前に掲載した個人・団体を活かし、“すごいすと”をより多くの人に知らしめ、地域活性化・地域創生に向けた新たなネットワークづくり等に資するような戦略的な提案を行うこと。実施にあたっては、県民躍動課と調整の上、実施すること。

#### 【参考：令和5年度の取組】

- ① すごいすととの交流会の実施（2回：別添1参照）
  - ・ すごいすととの熱量に直接触れ、地域づくり活動に必要なヒントを、すごいすとから参加者が受け取り、次の地域づくりにつなげる。また、すごいすとと参加者、参加者同士の交流の場を設け、新たな関係性の構築につなげるための交流会を2回実施

② すごいすとタブロイド紙の発刊（1回：別添2参照）

- ・ 地域で活躍する多彩な兵庫の“人”の魅力を広く県民に知ってもらうことで、地域づくりの裾野を拡大するとともに、参画と協働の輪を広げ、躍動する兵庫の実現につなげるため、タブロイド版“すごいすと”情報誌を新たに作成

**（5）SNSの活用強化**

すごいすとをきっかけとする県と県民との双方向のやりとりが、SNS上で発生するような仕組みを構築するなど、（2）で記載した既存の各種SNSのさらなる活用や、県の他のSNSと連携した広報の展開について提案の上、実施すること。

**（6）過去掲載者及び団体の現況調査**

平成25年度以降、すごいすと163名、Co+Coすごい31団体、未来のすごいすと16団体を掲載してきた（令和6年3月31日予定）が、時間の経過とともに、掲載当時から活動状況が変化している個人・団体も度々見受けられる。

については、今後のすごいすとの活用に向け、過去掲載者及び団体の活動状況等の調査や活動に際し、地域の課題と考えられることや県政へのニーズについての調査を実施する。

① 調査対象者

- ・ すごいすと、Co+Coすごい、未来のすごいすとのうち、令和6年3月31日までにすごいすとHPに掲載した個人及び団体（210件）

② 調査票の配布・回収・内容整理

- ・ 別途、県が作成する調査票を、上記（5）で提供する連絡先を基に調査対象者へ送付（調査形式（電子・紙等）は問わない）
- ・ 当該調査票の回収及び回答内容の整理、リスト化
- ・ すごいすとを通じた地域活性化がさらに進むよう、今後の人材活用に向けて、効果的なリストの活用方法を提案すること

**（7）定例会議の実施及びウェブサイトの改修**

① 定例会議

月1回程度、庁内会議室で開催する、県民躍動課と県広報専門人材を交えた定例会議に出席すること。出席にあたっては、適宜必要な資料等を作成し、事前に提出すること（庁内の日程調整は県民躍動課が行う）

② ウェブサイトの改修

①や事業の実施において、本ウェブサイトの改修作業が必要となった場合、適宜改修作業を実施すること（令和5年度実績：2回程度）

**（8）マニュアルの更新・作成**

① マニュアルの更新

現行の「ふるさと兵庫“すごいすと”」ウェブサイトの操作マニュアル及びシステムマニュアルの記載内容から変更がある場合は、情報の更新を行い、県に提出すること。なお、現行マニュアルは、契約締結後に提供する。

## ② マニュアルの作成

ウェブサイトのリニューアルを行う等、現行マニュアルから内容が大幅に変更となる場合は、新たにマニュアルを作成し、紙（各1部）及び電子媒体（CD-ROM）で提出すること。なお電子データは、Microsoft Office 2016 以上で操作、閲覧等が可能な形式とすること。

## 3 経費

### （1）対象となる経費

① ウェブサイトの運営や改修、取材・編集等に要する経費（人件費、機器・機械等のレンタル・リース費、消耗品費、旅費、謝金等）、その他事業実施に必要な経費

※機器・機械等については、原則リース又はレンタルでの対応とする。

② 消費税及び地方消費税

上記①の経費にかかる消費税及び地方消費税

### （2）対象外の経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費、受託者の本来業務に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

## 4 著作権等

（1）本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。

（2）著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

## 5 契約不適合責任

（1）契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。

（2）検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、事業実施団体が更新作業を行うこと。

## 6 留意事項

（1）事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。

（2）事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

（3）本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実

施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(4) 事業実施に際しては、県民躍動課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。

(5) 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。

(6) 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。

(7) 機密の保持

事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。

(11) 令和7年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和7年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。

すごいすとボディコピー（すごいすと HP にも記載あり）

「すごいすと」とは

## 「自分×仲間×地域」の熱量を携える「ひと」

兵庫県には、各地さまざまなシーンの中で、  
圧倒的な熱量を発する「ひと」が数多く存在します。

例えば…

自らが被災した経験に基づき、防災をテーマに音楽活動をする「ひと」。  
在日アジア人がそれぞれの母国料理を提供する飲食店を開業した「ひと」。  
産婆として、古民家を改装した助産院で地域の母親に寄り添う「ひと」。  
城郭コミュニティを立ち上げ、自治体の観光事業にも参画する「ひと」。  
などなど。

いずれの「ひと」も、  
時流や制度に依存することなく、自らの取組みそのものを楽しみ、  
それぞれの問題意識を軸としながら周りの人を巻き込んでいる。  
結果、各地域のさまざまな課題解決に結びつけているのです。

そんな、すごい「ひと」を  
私たちは「すごいすと」と呼びたいと思います。

兵庫県各地の活力となる「参画と協働」のヒント。  
それはきっと「すごいすと」の方たちの、意志や実践の中に垣間見えるはずだから。





## 参考：第2回すごいすと交流会（R5.9.4@豊岡市とゞ兵）

### 【テーマ】豊岡だからできること

- ▶ 豊岡だからこそできたこと、できることをテーマに、自身のこれまで、これからを語っていただくことで、参加者自身の活動の課題解決のヒントの提供、新たなつながりや連携事業が生まれることを狙った。

### <プログラム>

18:30～18:35 (5分)	開会（ファシリテーター：湯川カナ氏）	
18:35～19:15 (40分)	プログラム1「豊岡でチャレンジ！すごいすとトークセッション」 豊岡で活躍する“すごいすと”の活動紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小山 俊和 氏（にぎわい拠点「とゞ兵」館長）</li> <li>・守本 陽一 氏（一般社団法人ケアと暮らしの編集社代表理事）</li> </ul>	
19:15～19:30 (15分)	プログラム2「いよいよ開幕！豊岡演劇祭」 豊岡演劇祭の魅力やまちと演劇のつながりを紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>・田口 幹也 氏 （豊岡市観光文化政策課参与/豊岡演劇祭2023アドバイザー）</li> <li>・粒末 楓彩 氏（芸術文化観光専門職大学3回生）</li> </ul>	
19:30～20:30 (60分)	プログラム3「繋がりひろがる！交流タイム」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登壇者5名（ファシリテーター込み）が各テーブルを回って交流（5分/テーブル）</li> <li>・登壇者は壇上に戻り、全員でのクロストーク</li> </ul>	



# タブロイド版“すごいすと”情報誌の作成

## 【趣 旨】

- 地域で活躍する多彩な兵庫の“人”の魅力を広く県民に知ってもらうことで、地域づくりの裾野を拡大するとともに、参画と協働の輪を広げ、躍動する兵庫の実現につなげるため、タブロイド版“すごいすと”情報誌を新たに作成する。

### ◆タブロイドによる県広報の強化

- ・ 本県では、情報発信力強化のため、従来のパンフレットよりも偶然性が高く、拡散効果が期待できるタブロイドによる発信を強化

## 【構 成】

- タブロイド判 1枚（表裏）
- 「アート」「食」「マニア」「防災」「地場産業」5カテゴリ
- 若手（40～50代前半）を中心に、すごいすとを紹介
- 端的で興味を惹くセンテンス、大胆な写真掲載により Webと一線を画した「ワクワク」するデザイン

※ 作成に当たっては、随時、広報広聴課と調整・相談しながら実施

## 【作成部数】

- 調整中

## 【配架場所（予定）】

- コワーキングスペース（起業プラザ3か所等）
- 地域づくり活動に関心ある人が集う場所（地域しごとサポートセンター7か所、中間支援NPO等）
- すごいすと運営施設（飲食店、子育て施設、宿泊施設、交流拠点等）
- 公共スペース（駅等の配架ラック等）



【参考】HYOGO うまいもん COLLECTION (ワールド・ワン×兵庫県)